

## 令和5年度事業報告について

暴迫センターの令和5年度の事業報告は、以下のとおりである。

### 1 広報啓発事業

#### (1) 広報啓発活動

ア 暴迫センターのホームページに不当要求防止責任者講習実施予定、暴力追放茨城県民大会開催予定、暴力団関係事件発生状況等を掲載。

イ 暴迫センター機関誌「暴迫茨城」（77号）の発行。

ウ リーフレット「暴迫センターをご存じですか」、ポスター「暴力団追放」及びカレンダーを関係団体、各種事業所等に配布。

エ 暴迫センターの相談事業、暴迫県民大会開催等についてラジオスポット放送により広報実施。

#### (2) 視聴覚教材の貸出

事業所・関係機関等に対し、暴迫センター備付けの暴排DVD等の貸出。

#### (3) 暴力団排除意識の高揚

令和5年10月19日、ザ・ヒロサワ・シティ会館大ホールにおいて「令和5年暴力追放茨城県民大会」を開催。暴力団排除団体関係者等約750名が参加し、暴力団排除意識の高揚と浸透を図った。

### 2 相談・助言事業

#### (1) 暴力団員による不当な行為の被害者等からの相談

常勤相談委員4名、非常勤相談委員8名の合計12名の相談委員体制により、民事、刑事を問わず暴力団に関する相談を受理し、問題解決に努めた。令和5年度の相談受理件数は997件で前年同期比+237件(+31.2%)の増加。

#### (2) 暴力団事務所付近住民等からの相談

令和5年度の暴力団事務所付近住民等からの相談はなかった。

#### (3) 少年からの相談

相談事業等を通じて少年に対する暴力団組織への加入強要、勧誘等被害防止対策の指導。少年からの相談はなかった。

(4) 暴力団離脱希望者からの相談

暴力団組織からの離脱者、離脱希望者からの離脱相談、就労相談等に対し警察などと連携し支援を実施。

(5) 研修会等への講師の派遣

各地域、職域の暴力団排除活動団体等が主催する研修会等へ講師を派遣し、暴力団員からの不当要求による被害等を防止するための講話を実施。

令和5年度は、以下に記載のとおり研修会等に講師を派遣し、対応要領等を指導した。

- 茨城県租税債権機構新人職員研修会  
(令和5年4月6日、水戸合同庁舎)
- 茨城県銀行警察連絡協議会総会  
(令和5年5月16日、茨城県産業会館)
- 茨城県証券警察連絡協議会総会  
(令和5年5月25日、水戸証券(株))
- 常陸那珂地区防犯連絡協議会総会  
(令和5年6月20日、ホテルクリスタルパレス)
- 茨城県公共料金等暴力対策協議会定期総会  
(令和5年7月27日、テラスザガーデン)
- 茨城県行政書士会不当要求防止研修会  
(令和5年8月29日、開発公社ビル)
- 生命保険協会茨城県協会不当要求防止責任者研修会  
(令和5年9月7日、京成ホテル)
- えせ同和による不当要求行為対策セミナー  
(令和5年9月29日、水戸エクセルビル)
- 茨城県少年指導委員ブロック別研修会 3回  
(令和5年10月5日、11月26日、同28日)
- 国土交通省常陸河川国道事務所における意見交換会  
(令和5年11月2日、常陸河川国道事務所)
- 茨城県銀行警察連絡協議会運営委員会

(令和5年11月14日、茨城県産業会館)

- 茨城県宅地建物取引業協会県西支部暴排研修会  
(令和5年12月7日、県西生涯学習センター)
- 茨城県損保警察連絡協議会総会  
(令和6年2月7日、京成ホテル)
- 国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所講習会  
(令和6年2月28日、霞ヶ浦河川事務所)

### 3 助成・貸付事業

#### (1) 被害者見舞金

「公益財団法人茨城県暴力追放推進センター被害者見舞金支給規程」に基づいて見舞金を支給。

(令和5年12月、古河市内で発生した傷害事件で眼窩骨骨折等により全治8週間の重傷を負った、岩手県内居住の被害者男性(48歳)に令和6年3月19日3万円を支給した。)

#### (2) 民事訴訟費用貸付

「公益財団法人茨城県暴力追放推進センター貸付金規程」による貸付該当者なし。

#### (3) 暴力団追放活動支援金

「公益財団法人茨城県暴力追放推進センター暴力団排除活動支援金支給規程」に基づく支援該当事案なし。

#### (4) 離脱者雇用給付金

「公益財団法人茨城県暴力追放推進センター暴力団離脱者雇用給付金支給規程」による支給該当者なし。

### 4 講習・研修事業

#### (1) 不当要求防止責任者講習

令和5年度は、実施46回、受講者1,329名に対し講習を実施。

(前年度比+2回、-21名)

#### (2) 少年指導委員に対する研修

茨城県少年指導委員に対するブロック別研修会が3回開催され、少年指

導委員200名に対して、少年に対する暴力団からの被害防止等について講話を実施。

## 5 調査・資料収集事業

### (1) 研修会等への参加

暴迫センター職員の人材育成及び能力開発のため、各種研修会等に参加。

- 暴力追放相談委員及び不当要求防止責任者講習担当者研修会  
(令和5年4月20日、東京ガーデンパレス)
- 民事介入暴力対策富山大会及び暴力追放富山県民大会  
(令和5年7月21日、富山市)
- 関東管区内暴力追放推進運動連絡協議会総会  
(令和5年9月13日、関東管区警察局)
- 全国専務理事・事務局長等研修会  
(令和5年9月21日、東京ガーデンパレス)
- 関東弁護士連合会民暴関連委員会正副委員長会議  
(令和5年9月22日、東京弁護士会館)
- 民事介入暴力対策・暴迫山梨県民大会  
(令和5年11月17日、甲府市)
- 全国暴力追放運動中央大会  
(令和5年11月30日、明治記念館)
- 関東弁護士連合会民暴研修会  
(令和5年12月11日、東京弁護士会館)

### (2) 警察・弁護士会との三者(民事介入暴力対策)協議会の開催

令和5年度の三者協議会は、令和5年7月28日及び令和6年2月20日の2回、弁護士会館で開催。

### (3) アンケート調査の実施

不当要求防止責任者講習の際、受講者に対し過去における暴力団員からの不当要求行為や被害の状況、暴迫センターに対する要望等についてのアンケート調査を実施。

アンケート結果は8月発行の暴迫センター機関誌「暴迫茨城」(77号)に掲載。